

議案第221号

久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画特別用途地区の決定（久留米市決定）について

令和4年7月5日

久留米市長 原口 新五



久留米小郡都市計画特別用途地区の変更（久留米市決定）

総括図 S=1:25,000

種別	凡		例			
	都市計画区域	久留米小郡	北野大刀洗	筑後中央広域	田主丸	
用途地	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域
	第二種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域
	第一種中層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
	第二種中層住宅専用地域	第二種中層住宅専用地域	第二種中層住宅専用地域	第二種中層住宅専用地域	第二種中層住宅専用地域	第二種中層住宅専用地域
	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域
	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域
	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域
	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	

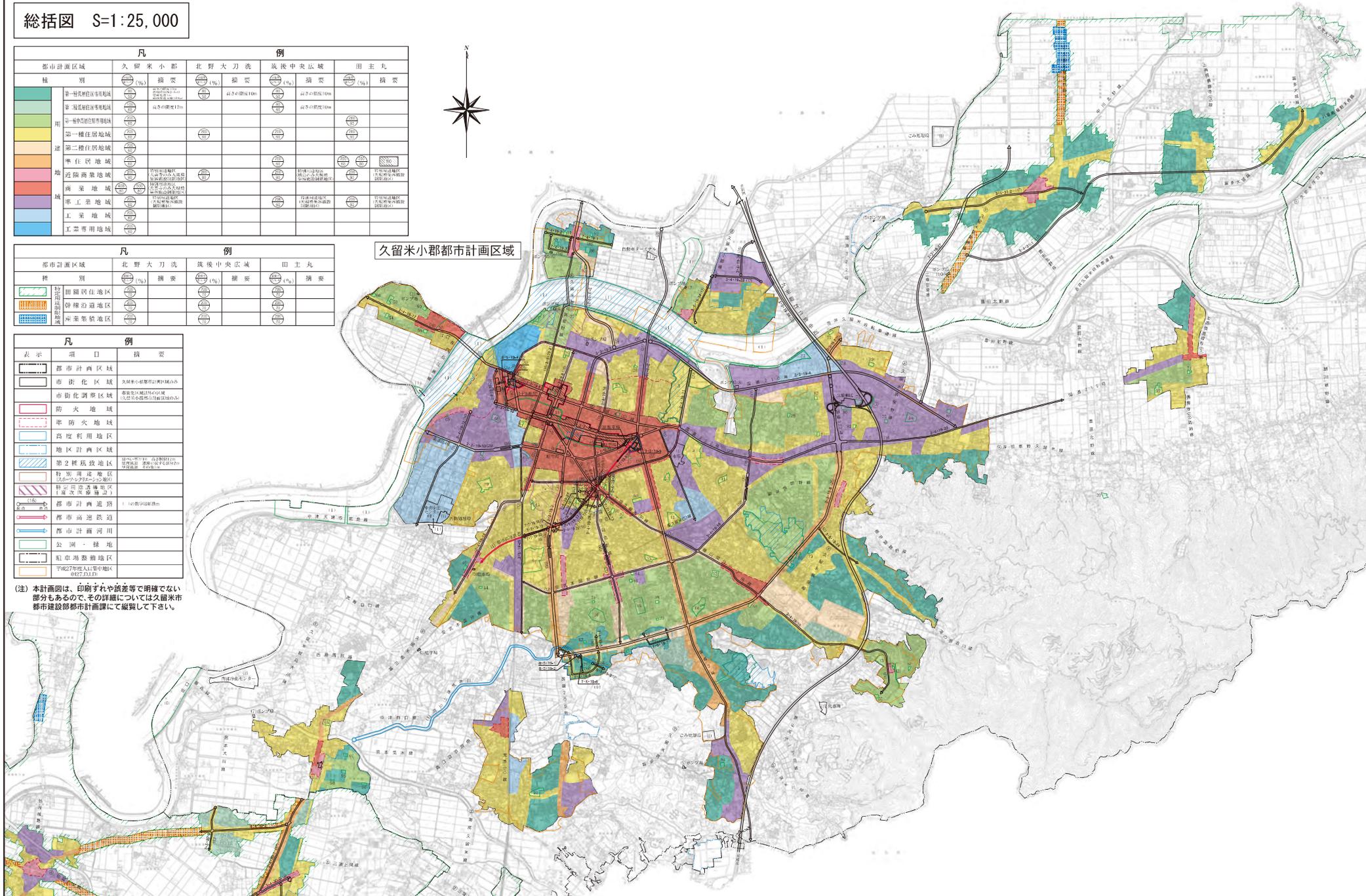
種別	凡		例	
	都市計画区域	北野大刀洗	筑後中央広域	田主丸
田舎調住居地域	田舎調住居地域	田舎調住居地域	田舎調住居地域	田舎調住居地域
保樹沿道地域	保樹沿道地域	保樹沿道地域	保樹沿道地域	保樹沿道地域
河原集積地域	河原集積地域	河原集積地域	河原集積地域	河原集積地域

表示	項目	概要
[線]	都市計画区域	都市計画区域
[線]	市街化区域	市街化区域
[線]	市街化調整区域	市街化調整区域
[線]	防火地域	防火地域
[線]	準防火地域	準防火地域
[線]	高層利用地区	高層利用地区
[線]	地区計画区域	地区計画区域
[線]	第二種既設地区	第二種既設地区
[線]	特別用途地区 (又はツラフレーション地区)	特別用途地区 (又はツラフレーション地区)
[線]	特定用途地区 (又はツラフレーション地区)	特定用途地区 (又はツラフレーション地区)
[線]	都市計画道路	100m幅(14.5m幅)
[線]	都市高道道路	都市高道道路
[線]	都市計画河川	都市計画河川
[線]	公園・緑地	公園・緑地
[線]	駐車場整備地区	駐車場整備地区
[線]	平成27年度人口推計(単位:人)	平成27年度人口推計(単位:人)

(注) 本計画図は、印刷ずれや誤差等で明確でない部分もあるので、その詳細については久留米市都市建設部都市計画課にて縦覧して下さい。

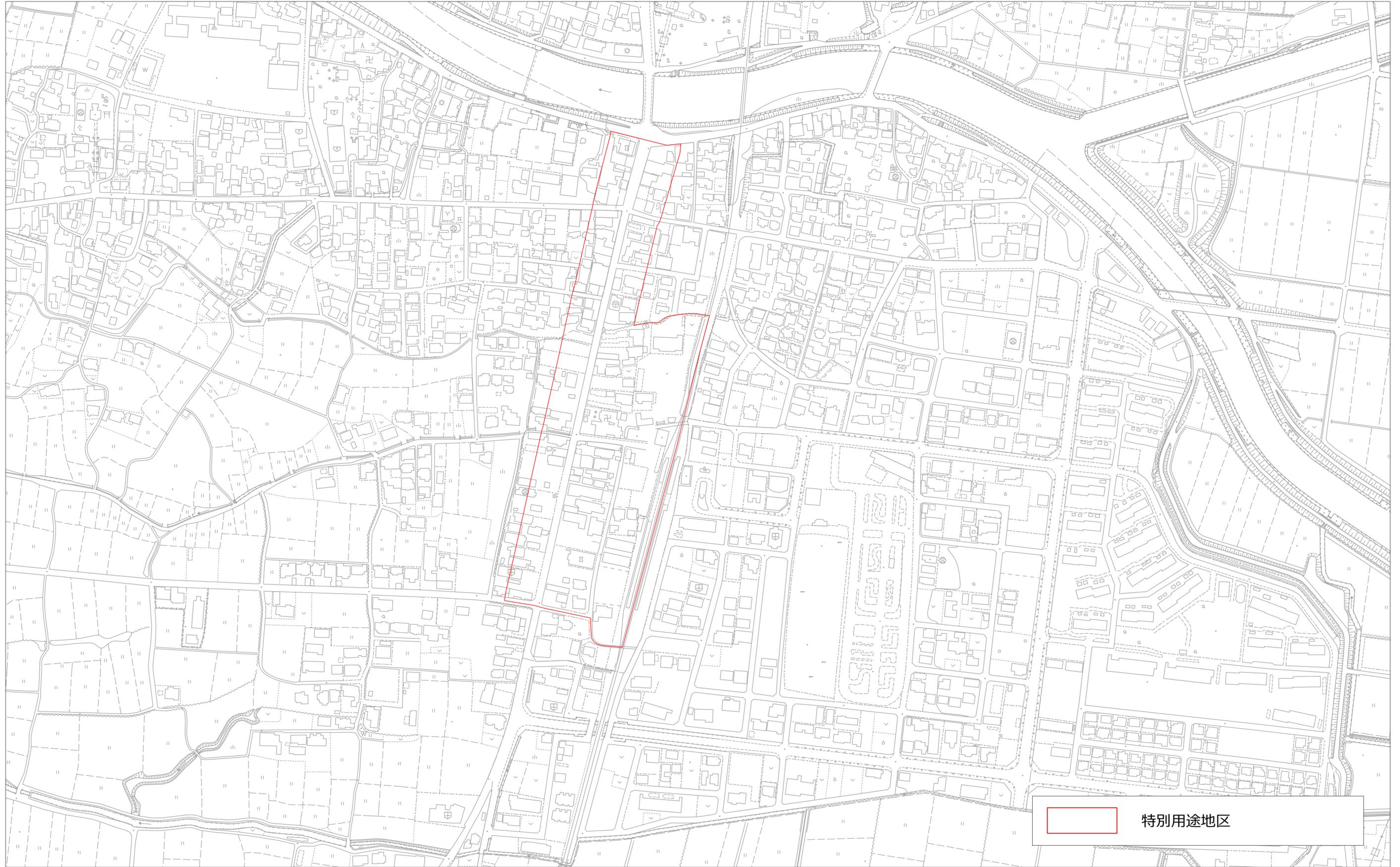
北野大刀洗都市計画区域

久留米小郡都市計画区域



1:2,500

計 画 図



特別用途地区

0 100 200 300 400 500m

福岡県久留米市

久留米小郡都市計画特別用途地区の変更（久留米市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 571 h a	久留米小郡都市計画区域内の準工業地域全域 及び大善寺町の近隣商業地域、商業地域
スポーツ・レクリエーション地区 (中央公園地区)	約24 h a	
合計	約595 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能を集約したコンパクトな賑わいあふれるまちづくりへの転換を図るため、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定するものである。